

(裏)

(備考)

- 1 この様式は、第33条の6に規定するバスに係る減免の申請について使用するものとする。
- 2 「生活路線（運行系統）名等」は、減免を受けようとする年度の前年度において地方バス路線の運行の維持を図るため国が行う補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となったバス路線について記載するものであること。
- 3 この様式中「減免の対象となるバス」とは、熊本県税条例第109条第1項第8号の規定により減免の対象となるバスをいい、「当該バス事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいうものであること。
- 4 「減免の対象となるバスの総数」は、次の算式によって得た数とすること。

$$\text{減免の対象となるバスの総数} = \frac{\text{当該バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数}}{\text{一般乗合用のバスの総数} \times \frac{\text{当該バス事業者の全路線の年間走行キロ数}}{\text{一般乗合用のバスの総数}}}$$

(注) (1) 「当該バス事業者の所有する一般乗合用のバスの総数」とは、減免を受けようとする年度の4月1日現在、県内において当該バス事業者が所有する一般乗合用バスの総数をいうものであること。

(2) 「当該バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数」とは、当該バス事業者の有するバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において補助金の交付対象となった期間における県内の生活路線の走行キロ数をいうものであること。

(3) 「当該バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、(2)の期間と同一の期間における当該バス事業者の有する県内の全路線の走行キロ数をいうものであること。

(4) 「減免の対象となるバスの総数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

- 5 生活路線バスの指定等の表には、原則として各バスごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条に規定する乗務記録によって生活路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活路線走行率の高いものから順次3の減免の対象となるバスの総数までのバスについて記載するものとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{4月1日から4月7日までの生活路線走行キロ数}}{\text{4月1日から4月7日までの全走行キロ数}}$$

この場合において、「走行キロ数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、「生活路線走行率」はパーセント以下第2位まで算出（小数点第3位を四捨五入）して記載すること。

- 6 この申請書を提出する際には、補助金の交付決定の写し、旅客自動車運送事業運輸規則第25条にいう乗務記録の写し及び旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第1項の輸送実績報告書の写しを添付することとする。